

井原市西部いこいの里
指定管理者募集要項

令和7年8月
井 原 市

井原市西部いこいの里の指定管理者の募集に関する要項

この要項は、井原市西部いこいの里条例（平成10年6月24日条例第39号。以下「条例」という。）により井原市（以下「市」という。）が開設する井原市西部いこいの里の管理を行う法人等（以下「指定管理者」という。）の募集に関し、井原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年井原市条例第27号。以下「手続条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定める。

I 公の施設の概要

1 名称等

(1) 名称 井原市西部いこいの里（以下「西部いこいの里」という。）

(2) 所在地 岡山県井原市高屋町四丁目25番地2

(3) 開設年月 平成10年9月

2 敷地・建物

(1) 面積等 敷地面積 3,171.96㎡（ 駐車場含む ）
建物の概要 鉄骨造 3階建て
延床面積 1,758.23㎡

(2) 主な施設 1階 事務室, ヘルパーステーション, 展示コーナー, 相談室(1), 相談室(2),
機能回復訓練室, 食堂, 浴室, デイルーム(1), デイルーム(2), 厨房
3階 居室(15部屋), 医務・休養室・仮眠室, サービスステーション,
シャワー室, 談話コーナー・食堂(1), 談話コーナー・食堂(2)

(3) 付帯施設 車庫, 駐車場(軽四2台, 普通車61台, 身体障害者等用1台)

II 指定管理条件

1 指定管理者が行う業務の範囲及びその内容

(1) 要援護高齢者の在宅支援に係る事業

- ・高齢者短期入所（ショートステイ）事業
- ・高齢者デイサービス事業
- ・在宅介護支援センター事業
- ・ホームヘルプサービス事業

(2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

- ・訪問介護事業
- ・通所介護事業
- ・短期入所生活介護事業

(3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

- ・居宅介護サービス計画作成事業

- (4) 生涯学習活動の推進に係る事業
- (5) 管理施設の利用に関する業務
- (6) 施設管理等の維持管理に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める業務

2 指定管理料及び経費等の取扱い

(1) 指定管理料

指定管理料は、無償とする。

(2) 収 入

利用料金制度の採用

西部いこいの里において指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金を収入として収受するものとする。ただし、その金額は、地方自治法第244条の2第9項の規定に基づき、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

(3) 経 費

指定管理者が施設の管理運営を行うために要する経費は、本施設における事業で得る収入をもって充てる。

①指定管理者の経費に含まれるもの

- ・ 事業費（事業に係る経費）
- ・ 人件費（給料等）
- ・ 施設費（消耗品費，光熱水費，印刷製本費，通信運搬費，保守点検・法定点検費用等）
- ・ 管理費（業務全般の総合調整に関する経費等）

②その他

その他必要事項について、事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、指定管理者から提出された事業計画及び収支予算書に基づき、協定で定める。

(4) 市財産の貸与

市は、西部いこいの里の土地、建物、設備及び付帯設備並びに指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）の開始の前日において存する館内外の備品を、指定期間の間無償で貸与する。

3 会計・経理の原則

西部いこいの里に係る指定管理者の収入及び支出は、指定管理者が行っている他の事業と区別し、明確にすること。

4 指定期間（予定）

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

ただし、指定の期間は、井原市議会の議決により確定することとなる。

5 管理の基準

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、関係法令及び条例等の規定を遵守しなければならない。

(2) 施設及び物品等の維持管理

施設及び物品等の維持管理は、適切に行わなければならない。

(3) 個人情報の取扱い

指定管理者が施設を管理するにあたり個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるとともに個人情報を保護するための措置を講じなければならない。

個人情報の漏えい行為には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく罰則が適用される。

(4) 守秘義務

指定管理者及び西部いこいの里の業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を外部に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職を退いた後においても同様とする。

(5) 書類の管理・保存

指定管理者が管理に伴い作成し、及び受領する書類等は、井原市文書取扱規程（昭和56年井原市規程第1号）を参考にして、適正な管理・保存を行うこと。

(6) 情報公開

指定管理者は、管理に伴い作成し、及び受領する書類等の公開に努めなければならない。

6 計画・報告等

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度事業計画書を提出し、市長の確認を得ること。

市長は、事業計画書の内容を確認する際必要に応じて指定管理者に対し、意見を述べることができる。

(2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、西部いこいの里の管理業務に関し、事業報告書及び決算報告書を作成し提出すること。ただし、市が必要と認める場合は、その都度作成し提出すること。（地方自治法第244条の2第7項）

(3) 報告・指示等

市長は、指定管理者による管理の適正を期するため、指定管理者に対して、西部いこいの里の管理の業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行う。（地方自治法第244条の2第10項）

また、井原市監査委員は、必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、指定管理者の当該事業に係る出納その他の事務に関し、関係人の出頭、記録の提出を求める等の監査を行うことができる。（地方自治法第199条第7項）

施設長の任免その他管理に関する重要な事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届けること。

7 指定管理者と市の責任分担

以下に掲げる事項については、指定管理者が責任を負うものとする。

- ・ 運営の基本的な考え方
- ・ 広報
- ・ 施設の管理運営
- ・ 施設及び設備の維持管理
- ・ 備品の管理・購入
- ・ 施設賠償責任保険、第三者賠償責任保険への加入
- ・ 苦情対応
- ・ 事故対応

ただし、運営の基本的な考え方、広報、苦情対応及び事故対応に関しては、市が側面的支援を行うものとする。

なお、上記に掲げる事項以外において、責任の分担を定める場合は、市と指定管理者が協議するものとする。

8 運営体制

(1) 総括責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）を配置すること。その配置にあたっては、施設の設置目的の達成のために必要な人員構成及び人数を確保すること。

(2) 従事者等の資質を高めるため、施設の管理運営に係る必要な知識及び技術の習得に関する研修等の実施に努めること。

(3) 従事者等についての留意事項

①従事者等の名簿を市に提出すること。その者に異動があった場合も同様とする。

②従事者等が負傷、疾病その他の理由により業務遂行に支障がある場合は、速やかに交代要員を確保すること。

③従事者等の配置は、以下の点に留意し行われなければならない。

- ・ 業務が円滑に行える勤務体制を確保すること。
- ・ 緊急時の応急措置に対応できる体制を整備すること。

④その他従事者等の労務管理、安全衛生管理等については、労働関係法令を遵守し、適切に行うこと。

9 指定の取消し等

(1) 指定の取消し

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、市はその指定を取り消すことができる。（地方自治法第244条の2第11項）

この場合、指定管理者の指定の取り消しにより市に損害が発生するときは、市はその損害を請求することができる。

(2) 指定管理者が指定の辞退を求める場合

指定管理者が、指定期間中に自己の理由により指定の辞退を求める場合は、2年以上前に申出を行い、市と協議するものとする。

この場合において、指定管理者の指定の辞退により市に損害が発生するときは、市は賠償を受けた後、指定の取消を行う。

(3) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、必要に応じ速やかに原状回復し、市に土地、建物及び付帯設備等を引き渡さなければならない。また、新しい指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継に協力するとともに、当該指定管理者に必要な資料を提出すること。なお、原状回復の詳細については、別途協議によるものとする。

Ⅲ 申込手続

1 申込資格

次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という）とする。

- (1) 同種又は類似の施設を運営した実績を有すること。
- (2) 令和7年4月1日現在、設立後3年以上経過し、井原市内に主たる事務所を有する法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む）の規定により、井原市における一般競争入札等の参加を制限されていない法人等であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立又は会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 井原市の一般競争入札の参加停止又は指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 直近の1年間において国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

2 申込に必要な書類（以下「申込書等」という。）

指定管理者の指定を受けようとするものは、提出期間に次に掲げる書類を指定の場所までに持参し、提出すること。

- (1) 指定管理者指定申込書（別紙様式1）
- (2) 「Ⅲ1 申込資格」に掲げる全ての要件を満たす旨等の宣誓書（別紙様式2）
- (3) 事業計画書（別紙様式3）及び5年間の収支計画書（別紙様式4）
- (4) 法人等の経営状況を説明する書類
- (5) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (6) 法人等の登記簿謄本
- (7) 指定の申込に関する意思の決定を証する書類

(8) 法人等の事業及び活動内容に関する書類

(9) 国税及び地方税の納税証明書

(10) その他市長が必要と認める書類

3 提出部数

正本 1部、副本 15部

4 募集要項の配布期間

令和7年8月15日(金)から令和7年10月6日(月)までの午前9時から午後5時までにⅦに定める窓口において配布する。(土日・祝日は除く。)

郵送を希望される場合は、180円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、Ⅶに定める窓口まで請求してください。

5 申込期間

令和7年9月1日(月)から令和7年10月6日(月)までの午前9時から午後5時までにⅦに定める申込書等の提出場所に直接提出のこと。(土日・祝日は除く。)

6 説明会の開催

説明会を次のとおり開催するので、申込予定者は必ず参加すること。

(1) 日時 令和7年9月1日(月) 午前10時00分から

(2) 場所 井原市役所 2階 201会議室

(3) 内容 ①募集要項の説明
②平面図を用いた施設の説明

7 質問事項の受付

募集要項の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年9月1日(月)から令和7年9月5日(金)までの午前9時から午後5時まで。

(2) 受付方法

質問表(任意様式)に記入の上、Ⅶに定める問い合わせの窓口へ直接提出すること。

ただし、郵送、ファックス又は電子メールで提出する場合は、收受を確認するため、事前に電話で連絡すること。

なお、質問表の様式(ワード)が必要な場合は、上記窓口へ連絡のこと。

連絡を受けた後、質問票の様式をメールで送付する。

(3) 回答方法

令和7年9月10日(水)に一括して文書で申込者全員に回答する。

また、回答内容は、必要に応じ、この要項への追加又は修正とみなす。

8 その他

- (1) 申込書等の提出書類作成提出等の一切の経費は、申込者の負担とする。
- (2) 申込者名、審査結果等については、情報公開の対象として公表するものとする。
- (3) 市が必要と認めたときは、追加資料の提出等を依頼するものとする。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。

IV 指定管理者の選定方法等

1 選定方法

選定委員会において、20分程度のプレゼンテーション及び15分程度のヒアリングを実施し、提出された申込書等の審査を行う。

これにより、下記「2の選定基準」に基づき、総合的に評価した結果を受け、最も適当と認める者を指定管理者の候補者として選定し、井原市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
※プレゼンテーションは、令和7年11月中旬の市が指定する日時に実施し、出席者は3名以内とする

2 選定基準

- (1) 計画書による施設の運営が市民の平等な利用（安全な利用）を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が施設の効果的な管理を実現するものであり、市民サービスの向上を図るものであること。
- (3) 西部いこいの里の管理を安定して行う能力を有するものであること。
事業計画書の内容が西部いこいの里の利用を促進し、管理経費の縮減が図られること。
管理運営に関する知識及び経験を有する必要な数の職員を確保する見込みがあること。

V 指定後の手続

1 指定管理に関する協定

(1) 協定の締結

市長と指定管理者は、管理に関する経費及びその他の西部いこいの里の運営に関して、手続条例第8条の規定に基づき、必要な事項について協定を締結する。

(2) 権利義務の譲渡禁止

指定管理者は、協定によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(3) 業務委託の届出

指定管理者が、西部いこいの里の管理目的の達成のため、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市長に届けるものとする。

VI 選定等のスケジュール

- 1 プレゼンテーション・ヒアリング
(選定委員会) 令和7年11月中旬(予定)

- 2 指定管理者の指定
 - ・市議会の議決 令和7年12月(予定)
 - ・指定(公告) 令和7年12月(予定)

- 3 協定の締結 議会議決後

- 4 管理の開始 令和8年4月1日(予定)

VII 申込書等の提出場所及び問い合わせ先

〒715-8601

岡山県井原市井原町311番地1

井原市役所 福祉課 社会福祉係(井原市役所1階)

電話 0866-62-9516

ファックス 0866-62-9310

電子メール fukushi@city.ibara.lg.jp

井原市西部いこいの里 備品一覧表

No.	品名	型番	数量	設置場所
1	事務用回転イス(両肘付)	コクヨ CR-155KC2-W	1	事務室
2	片袖机	コクヨ SD-BS107L-V3 F21NN	11	事務室
3	鍵箱	コクヨ キーケース KG4F1	1	事務室
4	ミーティングテーブル	ナイキ T1575S-WH	1	事務室
5	シュレッダー	キャノン 122MA	1	事務室
6	ガラス保管庫	コクヨ BWN-G4F1N	8	事務室
7	両開き保管庫	コクヨ BWN-S5F1N	8	事務室
8	保管庫ベース	コクヨ BWN-B1F4	8	事務室
9	耐火金庫	ウチダ K-542-1050	1	事務室
10	手提金庫	ウチダ DN-2型 125-4006	1	事務室
11	ホワイトボード(両面タイプ)	ウチダ 36型 HWA-HWA	1	事務室
12	ホワイトボード(行事予定表)	ウチダ 36型 HW	1	事務室
13	事務用回転イス(肘付無)	コクヨ CR-G152KG2-W	11	事務室
14	テレビ	シャープ 32C-W90	1	ロビー
15	テレビ台	シャープ TT3228	1	ロビー
16	ビデオ	シャープ VC-HF70	1	ロビー
17	屑入れ	コクヨ イレ-R10F1	1	ロビー
18	アイレストグリーン	トヨー アイバー	10	ロビー
19	プラントボックス	トヨー SF-1500J	2	ロビー
20	傘立て	コクヨ US-K60F4	1	ロビー
21	電話台	コクヨ TT-80T	1	ロビー
22	ロビーチェア	コクヨ CN-621AK-W1	8	ロビー
23	ロビーテーブル	コクヨ CN-620T1	2	ロビー
24	マガジンラック	コクヨ PH-ZR120-F3M	2	ロビー
25	応接3点セット	コクヨ ルカラ	1	ロビー
26	ロビーチェア	ウチダ UT-632	2	ロビー
27	SSP治療器	日本メデックス TRIMIX505H	1	機能回復訓練室
28	精密体重計	Aアント'D AD-6203	1	機能回復訓練室
29	マッサージイス	フジ究極肩TMC-291	3	機能回復訓練室
30	電熱式ホットパック	OG KT-54	1	機能回復訓練室
31	訓練用トレッドミル	OG UA-4A	1	機能回復訓練室
32	リカンベント・エルゴサイザー	OG EC-3500	1	機能回復訓練室
33	リクライニング車イス	OG RG-12	2	機能回復訓練室
34	歩行車	OG RC-4	1	機能回復訓練室
35	平行棒	OG-GH-260	1	機能回復訓練室
36	清拭車	パラマウント KY560	3	機能回復訓練室
37	プランニングパネル大	オカムラ NS336Z	7	機能回復訓練室
38	プランニングパネル小	オカムラ NS334Z	2	機能回復訓練室
39	ホワイトボード(両面タイプ)	ウチダ 36型 HWA-HWA	1	機能回復訓練室
40	家具調コタツ	三菱 IK-M75P	1	食堂
41	オープンレンジ	三菱 RO-RS20-H	1	食堂
42	冷蔵庫	三菱 MR-VE32D	1	食堂
43	屑入れ	コクヨ イレ-R10F1	2	食堂
44	スタッキングチェア	ミヨースタッキングチェア	20	食堂
45	座卓	オリバー ZT-324-N 40タイプ	1	食堂
46	ダイニングテーブル	コスガ 2489DTM	5	食堂
47	歩行補助車	コクヨ オハル2000 HE-AW2045	1	デイルーム1
48	ホットプレート	ナショナル NF-HG39	1	デイルーム1
49	オープンレンジ	三菱 RO-RS20-H	1	デイルーム1
50	冷蔵庫	三菱 MR-VE32D	1	デイルーム1
51	ジャーポット	シャープ KP-HE22-W	1	デイルーム1
52	スタッキングチェア	ミヨースタッキングチェア	8	デイルーム1

井原市西部いこいの里 備品一覧表

No.	品名	型番	数量	設置場所
53	ユニットテーブル(8人用)	パサートユニットテーブル	1	ダイルーム1
54	屑入れ	コヨ イレ-R10F1	1	ダイルーム1
55	浴室用車イス	カワムラサイクルKS4	1	特殊浴室
56	座シャワー	松下 YZ-1001RTBXW	1	特殊浴室
57	洗濯機・乾燥機接続スタンド	三菱 DR-S2	1	特殊浴室
58	全自動洗濯機	三菱 MAW-70LP-H	1	特殊浴室
59	スリングシート	パラマウントKQ-78	2	特殊浴室前室
60	介護リフト	パラマウントKQ-740	1	特殊浴室前室
61	乗換え装置付ストレッチャー	パラマウントKK-723	2	特殊浴室前室
62	扇風機	三菱 R30-VF	1	特殊浴室前室
63	扇風機	ナショナル F-G301R	1	特殊浴室前室
64	脇台	ホシザキ中国(注文生産)	1	厨房
65	冷凍庫	ホシザキ電気 HF-150SV3	1	厨房
66	上置棚	シンコー PU-12L	1	厨房
67	ガステーブル	谷口工業 T-1532	1	厨房
68	戸棚	シンコー CO-157	1	厨房
69	卓上ウオーマー	マルゼン MEW-350B	1	厨房
70	置台	ホシザキ中国(注文生産)	1	厨房
71	ガス炊飯器	服部工業 LG-808-100	1	厨房
72	スープレンジ	谷口工業 TAP-TGP-60	1	厨房
73	作業台 1500×600×800	ホシザキ中国(注文生産)	1	厨房
74	ガス高速オープン(台付)	リンナイ RCK-30M	1	厨房
75	ガス回転釜	服部工業 GHT-26	1	厨房
76	二槽シンク	ホシザキ中国(注文生産)	2	厨房
77	包丁・まな板殺菌保管庫	中西製作所 NK-205D	1	厨房
78	ラック(4段)	ホシザキ中国(注文生産)	1	厨房
79	冷蔵庫	ホシザキ電気 HR-180SV	1	厨房
80	電気ゆで麺機	谷口工業 TEU-6	1	厨房
81	計量貯米庫	谷口工業 TS-TRT-60	1	厨房
82	傾斜シンク	ホシザキ中国(注文生産)	1	厨房
83	冷凍庫	三菱 MF-C20B-H	1	厨房
84	配膳車	エレクトラ HNN20	3	厨房
85	ダスト台	ホシザキ中国(注文生産)	1	厨房
86	ソルトテーブル	ホシザキ中国(注文生産)	1	厨房
87	フライヤー	谷口工業 G-TGFL-45	1	厨房
88	水切台	ホシザキ中国(注文生産)	1	厨房
89	作業台 1200×600×800	ホシザキ中国(注文生産)	2	厨房
90	洗米機	谷口工業 TRW-28	1	厨房
91	食器消毒保管庫	谷口工業 H202E-S10	1	厨房
92	作業台 1800×600×800	ホシザキ中国(注文生産)	4	厨房
93	作業台 600×600×800	ホシザキ中国(注文生産)	1	厨房
94	食器洗浄機	日本洗浄機 サニージェットSD91G	1	厨房
95	電子炊飯保温ジャー(2升炊き)	象印 NS-GU36	1	厨房
96	片袖机	トヨー AD127-03	1	厨房
97	事務用回転イス(肘付無)	コヨ CR-G152KG2-W	1	厨房
98	ロッカー	ナイキ LK4J-NG	1	厨房
99	ベッドサイドテーブル	パラマウントKF-270	8	3階居室
100	ベッドキャビネット(左)	ストール床頭キャビネット(左)	14	3階居室
101	ベッドキャビネット(右)	ストール床頭キャビネット(右)	14	3階居室
102	ベッド吊り輪	マグ吊り輪	5	3階居室
103	ベッド手すり	マグサポートハンドル	10	3階居室
104	介護用ベッド	マグ自立サポートベッド	28	3階居室

井原市西部いこいの里 備品一覧表

No.	品名	型番	数量	設置場所
105	ホットプレート	ナショナル NF-HG39	2	談話コーナー・食堂
106	オープンレンジ	三菱 RO-RS20-H	2	談話コーナー・食堂
107	冷蔵庫	三菱 MR-VE32D	2	談話コーナー・食堂
108	ソファ(2人掛け)	ミヨソファ	5	談話コーナー・食堂
109	スタッキングチェア	ミヨースタッキングチェア	32	談話コーナー・食堂
110	ユニットテーブル(4人用)	パサートユニットテーブル	8	談話コーナー・食堂
111	屑入れ	コクヨ イレ-R10F1	4	談話コーナー・食堂
112	血圧計	テルモ ミニー1 BSH51TS	2	サービスステーション
113	サプライキャリッジ	パラマウントKM-130	1	サービスステーション
114	ラントリーバック	パラマウントKM-200	1	サービスステーション
115	ラントリーカート	パラマウントKM-170	1	サービスステーション
116	歩行補助器	パラマウントKA-380	2	サービスステーション
117	加湿器	三菱 SV-706	10	サービスステーション
118	事務用回転イス(肘付無)	コクヨ CR-GM122F4V734	6	サービスステーション
119	ミーティングテーブル	コクヨ MT-TD158	1	サービスステーション
120	事務用回転イス	トヨ SA-3422	1	サービスステーション
121	両袖机	トヨ AD147-3-3	1	サービスステーション
122	座シャワー	松下 YZ-1001RTBXW	2	シャワー室
123	浴室用車イス	カワムラサイクルKS4	2	シャワー室
124	吸引機	新鋭工業 TAF-5000	1	医務・休養・仮眠室
125	酸素吸入器	日医酸素吸入器	1	医務・休養・仮眠室
126	脱衣カゴ	パラマウント KC-160	1	医務・休養・仮眠室
127	手洗台	日医 5-0083	1	医務・休養・仮眠室
128	洗面器	日医 5-0115	1	医務・休養・仮眠室
129	スタンド式血圧計	日医 5-2408	1	医務・休養・仮眠室
130	ダストホット	ナビス SC-M10	1	医務・休養・仮眠室
131	車イス専用精密体重計	タニタ PWC-620	1	医務・休養・仮眠室
132	心電計	フクダ電子 FX-2111N	1	医務・休養・仮眠室
133	全自動高圧蒸気滅菌機	ユヤマクレプ YS-A-C105	1	医務・休養・仮眠室
134	回診車	パラマウント KY250	1	医務・休養・仮眠室
135	調剤台	ユニエス SL120-S12	1	医務・休養・仮眠室
136	注射台	ナビス AO-3451-02(SBL)	1	医務・休養・仮眠室
137	自動手指消毒器	サラヤHDI-2000	1	医務・休養・仮眠室
138	聴診器	スリーエム 2145L	1	医務・休養・仮眠室
139	イルリガートルスタンド	パラマウント KC-506	1	医務・休養・仮眠室
140	患者用回転イス	ナビス AO-1085-02	1	医務・休養・仮眠室
141	吸引機	新鋭ハイミックHM-1500	1	医務・休養・仮眠室
142	衝立	パラマウント KC-111	1	医務・休養・仮眠室
143	テレビ(台含む)	サンヨー C-25F30	1	医務・休養・仮眠室
144	一般ベット(マットレス含む)	コクヨ HP-B100	2	医務・休養・仮眠室
145	中軽量ラック	コクヨ MA-6455	1	医務・休養・仮眠室
146	ガラス保管庫	コクヨ BWN-G4F1N	1	医務・休養・仮眠室
147	両開き保管庫	コクヨ BWN-S5F1N	1	医務・休養・仮眠室
148	ホワイトボード(行事予定表)	ウチダ 266-6436	1	医務・休養・仮眠室
149	サウザントキャビネット	タムムラ HK-806	1	その他
150	おむつ交換車	ブラムPS-211	1	その他
151	木製ポータブルトイレ	コンビ木製ポータブルトイレGX	2	その他
152	清拭車	パラマウントKY-562	1	その他
153	ウェビングマット	松下 VZ-131	2	その他
154	フルリクライニングキャリー	死ラ E-369-76	2	その他
155	アルミ車イス	カワムラ KA22-40SN	6	その他
156	エアータオル	東京エレクトロン ASA-340	10	その他

井原市西部いこいの里 備品一覧表

No.	品名	型番	数量	設置場所
157	電話台	コヨ TT-12-F1	4	その他
158	掛時計	セイコー KS452S	2	その他
159	掛時計	セイコー KS384B	11	その他
160	オープンレンジ	三菱 RO-RS20-H	1	湯沸室
161	冷蔵庫	三菱 MR-VE32D	1	湯沸室
162	ビジネスキッチン	コヨ BK-W110F1	1	湯沸室
163	洗濯機・乾燥機接続スタンド	三菱 DR-S2	1	洗濯場
164	折りたたみテーブル	ウチダ 45T	6	その他
165	折りたたみイス	ウチダ S-280S	14	その他
166	片袖机	トヨ AD127-03	1	その他
167	会議用イス	コヨ CK-974FK4	4	その他
168	ミーティングテーブル	コヨ MT-53F1N	1	その他
169	折りたたみテーブル	ウチダ SE-1560N	8	その他
170	折りたたみイス	ウチダ S-500S	24	その他
171	事務用回転イス(肘付無)	コヨ CR-G152KG2-W	1	その他
172	台車	オカムラ 6913ZSP	1	その他
173	イス	コヨ CK-970F4K656	4	その他
174	ミーティングテーブル	コヨ MT-51F1N	1	その他
175	角テーブル	コヨ BT-216F1	1	その他
176	ショーケース	コヨ YG-N615-WH	1	その他
177	介護用ベット	マグ自立サポートベット	1	その他
178	ロッカー	ナイキ LK4J-NG	7	更衣室
179	歩行補助車	コヨ オハル2000 HE-AW2045	1	デイルーム2
180	家具調コタツ	三菱 IK-M75P	1	デイルーム2
181	屑入れ	コヨ イレ-R10F1	1	デイルーム2
182	スタッキングチェア	ミヨースタッキングチェア	8	デイルーム2
183	ユニットテーブル(8人用)	パートナーユニットテーブル	1	デイルーム2
184	座卓	オリバー ZT-324-N 40タイプ	1	デイルーム2
185	中軽量ラック	コヨ MA-65555	2	下処理室
186	中軽量ラック(増連)	コヨ MA-6555C	1	下処理室
187	中軽量ラック	コヨ MA-6655	1	下処理室

リスク負担区分一覧表

リスクの種類	リスクの内容		負担者		備考		
			甲	乙			
共通事項	不可抗力によるリスク	甲又は乙の行為とは無関係に外部から生じる障害で、通常の予防では防止し得ないもの(戦争、テロ、風水害、地震等)	施設等の復旧	○			
			応急措置 施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響(休業等)		○		
	制度関連リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの 関係条例等の整備	○			
			管理基準の変更による管理コストの増加 上記以外	○	○	注)1	
		上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に伴うもの 上記以外	○	○		
			税制度の変更に伴うもの	指定管理者制度、管理条例に影響を及ぼすもの(消費税等)		○	注)2
	法人に影響を及ぼすもの(法人税、固定資産税等)			○			
	社会リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの 上記以外	○	○	注)3	
			想定外の周辺地域への環境問題(水量減、水質悪化、騒音、臭気等)	施設等の設置に伴うもの 施設等の設置に係る瑕疵に伴うもの 上記以外	○	○	注)4
		上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク		甲の責めによるもの(甲の債務不履行、施設の廃止等)	○		
			乙の責めによるもの(事業放棄、破綻等)		○		
	維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	規定整備等遅延に伴うもの	○		
運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの					○		
支払遅延・不能リスク		甲の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの	○				
計画変更リスク		管理業務の内容変更	甲による新たな施設整備に伴うもの 上記以外	○	○		
			施設瑕疵リスク	施設等の設置瑕疵に伴うもの	○		
維持管理水準リスク		提供サービス水準の維持		○			
維持管理コストリスク		維持管理コストの増大・減少	甲の責めによる業務内容の変更に伴うもの 上記以外(物価・金利の変動等)	○	○		
			施設等損傷リスク	事故・火災等によるもの 劣化によるもの(畳替え、電球交換等)	○	○	注)5
物品更新リスク		物品の更新		1件10万円以上の備品で、乙の管理瑕疵によらないもの(事務用品を除く) 甲の設置した消耗品 上記以外	○	○	注)6
			修繕費リスク	修繕工事	1件5万円以上で、乙の管理瑕疵によらないもの 上記以外	○	○
	(90%)				(10%)		
その他業務	来所者リスク	来所者、利用者とのトラブル等		○			
	事故リスク	来所者の負傷等の事故	○	○	注)8		
	盗難紛失リスク	料金、物品の盗難、紛失等		○			
	営業リスク	営業に伴うトラブル、事故等		○			
	イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル、事故等		○			

注) 1 基本的には甲が負担するが、乙の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、乙が行うものとする。

2 基本的には乙が負担するが、利用料金の見直し等を伴う場合は、甲が対応する。

3 基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

4 基本的には乙が対応するが、建物の火災保険の加入は甲が行う。

5 甲の責めに帰すべき場合は甲の負担とする。

6 基本的には甲の負担とするが、乙による修繕も認める。

7 乙は、保険の加入等の対策を行うこと。

8 乙は、来園者、利用者の被災に対する第一次責任を有し、被災があった場合は、被害が最小限となるよう迅速かつ適正な対応を行い、速やかに甲に報告することとする。被害による補償の負担割合については、事例ごとに甲・乙協議のうえ決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3条 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない等個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該業務の処理以外に利用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。